

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則（人材育成課）	172
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（水産経営課）	172
○北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則……………（道有林課）	172
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（住宅課）	173

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（総務部総務課）	173
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	173
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	174
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	174
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	174
○森林法による通知に代える公示（2件）……………（治山課）	174
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	175
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	178
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………（都市環境課）	182
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（調達課）	183

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（6件）……………	183
----------------------------	-----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	186
○特定調達契約に係る入札の公告……………	187
○特定調達契約に係る資格に関する告示……………	187
○特定調達契約に係る入札の公告……………	188

道人事委員会告示

○準特地部局の指定の一部改正……………	189
---------------------	-----

規 則

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第19号

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式一般職場適応訓練委託契約書第10条第2項及び別記第3号様式の2職場実習委託契約書第10条第2項中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則別記第3号様式及び別記第3号様式の2の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第20号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.65パーセント」を「年0.55パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成29年2月20日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第21号

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則

北海道有林野の産物売払規則（昭和36年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第39条中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。 附 則 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。 2 この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、この規則の施行の日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。 北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年 3 月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第22号 北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 北海道営住宅条例施行規則（平成 9 年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。 別表第 1 の 1 の表道公営住宅の部岩見沢市の項中「625」を「589」に改め、同部芦別市の項中「40」を「62」に改め、同部三笠市の項を削り、同部北広島市の項中「1,316」を「1,216」に改め、同部稚内市の項中「132」を「156」に改め、同部北見市の項中「525」を「552」に改め、別表第 1 の 2 の表駐車場の部岩見沢市の項中「405」を「369」に改め、同部芦別市の項中「40」を「62」に改め、同部三笠市の項を削り、同部稚内市の項中「116」を「140」に改め、同部北見市の項中「430」を「457」に改め、同部釧路市の項中「793」を「741」に改め、同表集会所の部芦別市の項中「1」を「2」に改め、同部留萌市の項の次に次のように加える。 <table><tr><td>稚内市</td><td>1</td></tr></table> 別表第 1 の 2 の表集会場の部北見市の項中「3」を「4」に改める。 別表第 4 芦別市の部啓南団地駐車場の項を削り、同部に次のように加える。 <table><tr><td>であえーる緑幸団地駐車場</td><td>2,720円</td></tr></table> 別表第 4 三笠市の部を削り、同表稚内市の部に次のように加える。 <table><tr><td>であえーる大黒団地駐車場</td><td>3,050円</td></tr></table> 別表第 4 北見市の部に次のように加える。 <table><tr><td>であえーる常盤団地駐車場</td><td>3,510円</td></tr></table> 附 則 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。	稚内市	1	であえーる緑幸団地駐車場	2,720円	であえーる大黒団地駐車場	3,050円	であえーる常盤団地駐車場	3,510円	北海道告示第199号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年 3 月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 北海道庁本庁舎等で使用する電力 ア 予定契約電力 1,670kW イ 年間予定使用電力量 4,830,000kWh (2) 北海道庁別館西棟庁舎で使用する電力 ア 予定契約電力 165kW イ 年間予定使用電力量 305,700kWh 2 落札を決定した日 平成29年 1 月30日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道電力株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地 4 落札金額 (1)ア 基本料金 406.81円 イ 電力量料金 18.12円 (2)ア 基本料金 591.20円 イ 電力量料金 18.12円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年12月16日付け北海道告示第727号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道総務部総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道告示第200号 農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定による通知があった。 平成29年 3 月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 保安林予定森林の所在場所 赤平市住吉町805の 1 （次の図に示す部分に限る。）
稚内市	1								
であえーる緑幸団地駐車場	2,720円								
であえーる大黒団地駐車場	3,050円								
であえーる常盤団地駐車場	3,510円								

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第201号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 河東郡鹿追町瓜幕西30線21の13・21の14・22の4・22の5（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び鹿追町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第202号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 十勝郡浦幌町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 干害の防備

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第203号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成29年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡本別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、本別町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び本別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第204号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を函館市役所の掲示場に掲示した。

平成29年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 通 知 の 内 容 平成29年北海道告示第174号

2 所在が不明な者 佐々木 壽一

北海道告示第205号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を岩見沢市役所の掲示場に掲示した。

平成29年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成29年北海道告示第159号
2 所在が不明な者 山下 稔、山下 康博、深貝 清

北海道告示第206号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
スキー場沢川（Ⅰ－07－0020）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
夕張郡栗山町桜丘1丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
湯地3の沢川（Ⅰ－07－0030）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
夕張郡栗山町字湯地（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
緑丘の沢川（Ⅱ－07－0040）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
夕張郡栗山町緑丘（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
緑丘1の沢川（Ⅱ－07－0050）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
夕張郡栗山町緑丘（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
桜山2の沢川（Ⅱ－07－0060）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
夕張郡栗山町字桜山（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ポニアノロ右1の沢川（Ⅰ－07－0070）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
夕張郡栗山町字継立（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
坊主沢川（Ⅱ－07－0080）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
夕張郡栗山町字桜山（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
継立地区の沢川（Ⅱ－07－0090）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
夕張郡栗山町字桜山（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ポニアノロ左1の沢川（Ⅱ－07－0110）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
夕張郡栗山町字継立（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
浄水場の沢川（Ⅱ－07－0120）
(2) 土砂災害警戒区域の表示

夕張郡栗山町字継立（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 継立1の沢川（Ⅱ-07-0130） (2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張郡栗山町字継立、日出（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 継立2の沢川（Ⅱ-07-0140） (2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張郡栗山町字継立、日出（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 日出2の沢川（Ⅱ-07-0160） (2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張郡栗山町字継立、日出（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 日出右4の沢川（Ⅰ-07-0170） (2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張郡栗山町字日出（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 日出右5の沢川（Ⅰ-07-0180） (2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張郡栗山町字日出（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 日出3の沢川（Ⅱ-07-0190）	(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張郡栗山町字日出（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 阿野呂右1の沢川（Ⅱ-07-0200） (2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張郡栗山町字日出（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 阿野呂右2の沢川（Ⅰ-07-0210） (2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張郡栗山町字日出（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 地蔵の沢（Ⅱ-07-0220） (2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張郡栗山町字日出（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 滝下川（Ⅱ-07-0290） (2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張郡栗山町字滝下（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 草木川（Ⅱ-07-0300） (2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張郡栗山町字滝下（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
--	---

桜丘１の沢川（Ⅲ－０７－００１） (2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張郡栗山町桜丘３丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 桜丘２の沢川（Ⅲ－０７－００２） (2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張郡栗山町桜丘３丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 桜丘３の沢川（Ⅲ－０７－００３） (2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張郡栗山町桜丘３丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 桜丘４の沢川（Ⅲ－０７－００４） (2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張郡栗山町桜丘３丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 桜丘５の沢川（Ⅲ－０７－００５） (2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張郡栗山町桜丘３丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 桜丘６の沢川（Ⅲ－０７－００６） (2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張郡栗山町桜丘３丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 湯地１の沢川（Ⅲ－０７－００７） (2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張郡栗山町字湯地（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 湯地２の沢川（Ⅲ－０７－００８） (2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張郡栗山町字湯地（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 湯地４の沢川（Ⅲ－０７－００９） (2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張郡栗山町字湯地（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 大沢町神社沢川（Ⅰ－３３－０６２０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 室蘭市大沢町２丁目、３丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 室蘭御前水町１丁目１（Ⅰ－３－１８７－１８２７） (2) 土砂災害警戒区域の表示 室蘭市御前水町１丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 室蘭御前水町１（Ⅰ－３－１８８－１８２８） (2) 土砂災害警戒区域の表示 室蘭市御前水町１丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	--

- 急傾斜地の崩壊
- 34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
釧路武佐2丁目1 (I-9-235-3150)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路市武佐2丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第207号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
継立地区1の沢川 (II-07-0100)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
夕張郡栗山町字継立 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
日出1の沢川 (II-07-0150)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
夕張郡栗山町字継立、日出 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
滝下1の沢川 (II-07-0270)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 夕張郡栗山町字滝下 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神社の沢川 (II-07-0280)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
夕張郡栗山町字滝下 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
栗山桜丘2丁目1 (I-0-457-457)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
夕張郡栗山町桜丘2丁目1 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
栗山桜丘1丁目1 (I-0-458-458)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
夕張郡栗山町桜丘1丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
栗山桜丘2丁目2 (II-0-438-438)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
夕張郡栗山町桜丘2丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 栗山桜丘3丁目（Ⅱ－0－439－439） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張郡栗山町桜丘3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 栗山桜丘1丁目2（Ⅱ－0－440－440） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張郡栗山町桜丘1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 栗山桜丘1丁目3（Ⅱ－0－441－441） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張郡栗山町桜丘1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭御前水町2丁目1（Ⅰ－3－180－1820） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市御前水町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	室蘭御前水町2（Ⅰ－3－182－1822） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市御前水町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭御前水町2丁目5（Ⅰ－3－185－1825） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市御前水町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭御前水町1丁目2（Ⅰ－3－529－3087） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市御前水町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭御前水町2丁目7（Ⅱ－3－107－1280） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市御前水町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭市御前水町2丁目8（Ⅱ－3－108－1281） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市御前水町2丁目（次の図のとおり）
--	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭市御前水町1-2 (I-3-189-1829) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市御前水町1丁目(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭市御前水町1丁目3 (II-3-109-1282) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市御前水町1丁目(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭市大沢町3丁目1 (I-3-209-1849) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市御前水町2丁目、3丁目(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭市大沢町3丁目3 (I-3-211-1851) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市大沢町3丁目(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭大沢町3丁目4 (I-3-212-1852) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市大沢町3丁目(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭大沢町3丁目5 (I-3-213-1853) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市大沢町3丁目(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭大沢町3丁目9 (I-3-214-1854) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市大沢町3丁目(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭大沢町3丁目10 (I-3-215-1855) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市大沢町3丁目(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭大沢町3丁目8 (II-3-119-1292)
--	--

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市大沢町3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭みゆき町1丁目1（I-3-216-1856） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市みゆき町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭みゆき町1丁目3（I-3-218-1858） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市みゆき町1丁目、みゆき町3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭輪西町3丁目1（I-3-221-1861） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市輪西3丁目、東町1丁目、東町5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭東町5-2（I-3-224-1864） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市東町5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭東町5丁目1（I-3-225-1865） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市東町5丁目、輪西町3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭東町5丁目2（I-3-227-1867） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市東町5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭輪西3丁目2（I-3-120-1293） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市輪西町3丁目、東町5丁目、東町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路武佐1丁目2（I-9-3-2724） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市武佐1丁目、2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	---

- 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路武佐2丁目3 (Ⅰ-9-4-2725)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市武佐2丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路春採8丁目 (Ⅰ-9-57-2778)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市春採8丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路武佐2丁目2 (Ⅱ-9-2-2096)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市武佐2丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路武佐2丁目4 (Ⅱ-9-3-2097)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市武佐2丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路鶴ヶ岱3丁目2 (Ⅱ-9-13-2107)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 釧路市鶴ヶ岱3丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路武佐5丁目5 (Ⅱ-9-241-2417)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市武佐5丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第208号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成29年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 施 行 者 の 名 称 伊達市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 室蘭圏都市計画道路事業(3・4・122号竹原通及び3・4・105号末永中通)
- (3) 事業施行期間 平成25年8月30日から平成32年3月31日まで
- (4) 事業地(収用の部分) 変更なし
- 2(1) 施 行 者 の 名 称 函館市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業(3・4・66号日吉中央通)
- (3) 事業施行期間 平成24年7月13日から平成33年3月31日まで
- (4) 事業地(収用の部分) 変更なし
- 3(1) 施 行 者 の 名 称 岩内町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 岩内都市計画道路事業(3・4・13号薄田通)
- (3) 事業施行期間 平成24年6月5日から平成31年3月31日まで
- (4) 事業地(収用の部分) 変更なし

北海道告示第209号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。） 5台分 一式
- 2 落札を決定した日
平成29年3月6日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社ティ・エス・エス
 - (2) 住 所 札幌市北区北34条西5丁目2番15号
- 4 落札金額
基本料金（5台分1月当たり）35,000円
1枚当たりの単価 1.20円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年2月3日付け北海道告示第82号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道出納局会計管理室調達課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

総合振興局告示及び振興局告示

北海道胆振総合振興局告示第43号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月24日

北海道胆振総合振興局長 本 間 研 一

- 1 落札に係る物品等の名称（1月に係る1台当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。） 一式
 - (1) 入札番号1 1台及び1月当たり6,500枚（1台分の調達予定数量）
 - (2) 入札番号2 2台及び1月当たり5,700枚（1台分の調達予定数量）

(3) 入札番号3 2台及び1月当たり22,800枚（1台分の調達予定数量）

(4) 入札番号4 1台及び1月当たり4,900枚（1台分の調達予定数量）

2 落札を決定した日

平成29年3月1日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア 氏 名 オフィスマシン販売株式会社

イ 住 所 室蘭市東町5丁目2番1号

(2) 1の(2)及び(4)

ア 氏 名 株式会社近藤商会

イ 住 所 函館市西桔梗町589番地

(3) 1の(3)

ア 氏 名 株式会社道南事務機器

イ 住 所 室蘭市本町1丁目5番7号

4 落札金額

(1)ア 基本料金 0円

イ 複写料金 1.20円

(2)ア 基本料金 0円

イ 複写料金 1.21円

(3)ア 基本料金 100円

イ 複写料金 0.74円

(4)ア 基本料金 0円

イ 複写料金 1.70円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年2月3日付け北海道胆振総合振興局告示第6号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道胆振総合振興局総務課需品係

(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道渡島総合振興局告示第50号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成29年3月24日

北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行

- 1 随意契約に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
自動車の賃貸借 3台
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月2日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社トヨタレンタリース函館
 - (2) 住 所 函館市杉並町5番20号
- 4 随意契約に係る契約金額
月額3台 79,380円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設指導課
 - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道渡島総合振興局告示第51号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月24日

北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式
調達台数及び調達予定数量
 - (1) 1台及び1月当たり1,200枚（函館建設管理部事業室）
 - (2) 1台及び1月当たり 400枚（函館建設管理部事業課2階）
 - (3) 1台及び1月当たり1,000枚（函館建設管理部事業課1階）
 - (4) 1台及び1月当たり 200枚（函館建設管理部松前出張所）
 - (5) 1台及び1月当たり 100枚（函館建設管理部松前出張所知内事業所）
 - (6) 1台及び1月当たり 700枚（函館建設管理部八雲出張所）
 - (7) 1台及び1月当たり 300枚（函館建設管理部江差出張所）
 - (8) 1台及び1月当たり 100枚（函館建設管理部奥尻出張所）
 - (9) 1台及び1月当たり 300枚（函館建設管理部今金出張所）
- 2 落札を決定した日

平成29年2月28日

- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)から(5)まで
ア 氏 名 エスティイー株式会社
イ 住 所 青森県八戸市卸センター二丁目6番10号
 - (2) 1の(6)、(7)及び(9)
ア 氏 名 株式会社近藤商会
イ 住 所 函館市西桔梗町589番地
 - (3) 1の(8)
ア 氏 名 浜商店浜慎一郎
イ 住 所 檜山郡江差町字愛宕町192番地
- 4 落札金額
 - (1)ア 基本料金 4,000円
イ 1枚当たりの単価 1.35円
 - (2)ア 基本料金 4,000円
イ 1枚当たりの単価 1.35円
 - (3)ア 基本料金 4,000円
イ 1枚当たりの単価 1.35円
 - (4)ア 基本料金 4,000円
イ 1枚当たりの単価 3.8円
 - (5)ア 基本料金 4,000円
イ 1枚当たりの単価 1.35円
 - (6)ア 基本料金 4,400円
イ 1枚当たりの単価 2円
 - (7)ア 基本料金 4,400円
イ 1枚当たりの単価 2円
 - (8)ア 基本料金 15,000円
イ 1枚当たりの単価 4.8円
 - (9)ア 基本料金 4,400円
イ 1枚当たりの単価 2円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年1月27日付け北海道渡島総合振興局告示第8号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道上川総合振興局告示第65号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月24日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
乗用自動車の賃貸借 1台
- 2 落札を決定した日
平成29年3月1日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 日立キャピタルオートリース株式会社
(2) 住 所 東京都港区西新橋一丁目3番1号
- 4 落札金額
23,112円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年1月20日付け北海道上川総合振興局告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道上川総合振興局告示第66号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月24日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たりの単位及び1枚当たりの単価）及び数量
複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。以下同じ。） 一式
(1) その1 1台及び1月当たり44,800枚
(2) その2 5台及び1月当たり63,600枚
(3) その3 1台及び1月当たり32,500枚
(4) その4 1台及び1月当たり18,500枚

- (5) その5 1台及び1月当たり3,000枚
(6) その6 1台及び1月当たり28,400枚

- 2 落札を決定した日
平成29年3月1日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 1の(1)から(4)まで及び(6)
ア 氏 名 株式会社大江商店
イ 住 所 旭川市7条通15丁目左1号
(2) 1の(5)
ア 氏 名 リコージャパン株式会社
イ 住 所 東京都港区芝3-8-2
- 4 落札金額
(1) 基本料金 100円
複写料金 0.55円
(2) 基本料金 500円
複写料金 1.28円
(3) 基本料金 100円
複写料金 0.64円
(4) 基本料金 100円
複写料金 0.92円
(5) 基本料金 10,800円
複写料金 1.26円
(6) 基本料金 100円
複写料金 0.67円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年1月20日付け北海道上川総合振興局告示第5号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道上川総合振興局告示第67号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月24日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単位及び1枚当たりの単価）及び数量
複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。以下同じ。） 一式 2台及び1月当たり12,900枚
- 2 落札を決定した日
平成29年3月1日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社大江商店
(2) 住 所 旭川市7条通15丁目左1号
- 4 落札金額
基本料金 30,900円
複写料金 0.84円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年2月3日付け北海道上川総合振興局告示第11号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁空知教育局告示第25号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年3月24日

北海道教育庁空知教育局長 小 山 茂 樹

- 1 資格及び調達をする特定役務の種類
平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。
(1) 契 約 平成29年3月24日に一般競争入札の公告を行う空知管内道立

学校で使用する電力の需給契約

- (2) 資 格 電力の需給契約入札参加資格（以下「資格」という。）
- (3) 物 品 等 の 種 類 電力
- 2 資 格 要 件
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
(1) 次のいずれかに該当する者
ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であって、次のいずれにも該当する者
ア 平成27年4月1日前に電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条の規定による改正前の電気事業法第16条の2第1項の規定による届出をした者
イ 電気事業法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の電気事業法第2条第7号に規定する特定規模需要に應ずる電気の供給を1年以上行った者
イ 電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者
(2) 1の(1)に定める契約の開始日から送電をすることが可能である者
(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者（同法第2条第1項に規定する電気事業者をいう。）
- 3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成29年3月24日（金）から同年4月21日（金）まで（日曜日、土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatunokokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。
(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ、エ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 5 資格に関する事務を担当する組織
(1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目

(3) 電 話 番 号 0126-20-0142

北海道教育庁空知教育局告示第26号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年3月24日

北海道教育庁空知教育局長 小 山 茂 樹

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

空知管内道立学校で使用する電力

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 22校23箇所 合計18,576kW

イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 22校23箇所 合計3,499,576kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年北海道教育庁空知教育局告示第25号に規定する空知管内道立学校で使用する電力の需給契約の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局庁舎5階第2会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 平成29年5月9日（火）午前11時（送付による場合は、同月8日（月）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（[http://](http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatonokokuji.htm)

www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatonokokuji.htm）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

イ 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目

ウ 電 話 番 号 0126-20-0142

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Sorachi Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 18,576 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,499,576 kWh

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., May 9, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 8, 2017)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan
Phone : 0126-20-0142

北海道教育庁釧路教育局告示第20号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入

札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年3月24日

北海道教育庁釧路教育局長 石川 忠 博

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成29年3月24日に一般競争入札の公告を行う釧路管内道立学校で使用する電力の需給契約

(2) 資 格 釧路管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であって、次のいずれにも該当する者

（ア）平成27年4月1日前に電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条の規定による改正前の電気事業法第16条の2第1項の規定による届出をした者

（イ）電気事業法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の電気事業法第2条第7号に規定する特定規模需要に应ずる電気の供給を1年以上行った者

イ 電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者

(2) 1の(1)に定める契約の開始日から送電をすることが可能である者

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者（同法第2条第1項に規定する電気事業者をいう。）

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成29年3月24日（金）から同年5月8日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道教育庁釧路教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ、エ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号

(3) 電 話 番 号 0154-43-9274

北海道教育庁釧路教育局告示第21号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年3月24日

北海道教育庁釧路教育局長 石川 忠 博

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

釧路管内道立学校で使用する電力

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 13校 合計 1,078 kW

イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 13校 合計 2,572,189 kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年北海道教育庁釧路教育局告示第20号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局会議室

- (送付による場合は、郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室)
- (2) 入札日時 平成29年5月24日(水)午前10時(送付による場合は、同月23日(火)午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所 3に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁釧路教育局のホームページ(<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/>)においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
全ての入札金額(銭単位の単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(銭単位の単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札総価額(各入札金額(銭単位の単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。)が最低である者を落札者とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格(銭単位の単価)を記載すること。
(2) 契約に関する事務を担当する組織
ア 名称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
イ 所在地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号
ウ 電話番号 0154-43-9274
- 10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Kushiro Prefectural School
a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,078 kW
b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 2,572,189 kWh
B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., May 24, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 23, 2017)
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Urami 2-chome 1-1, Kushiro, Hokkaido 085-0835 Japan
Phone : 0154-43-9274

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第1号

平成28年北海道人事委員会告示第6号(準特地部局の指定)の一部を次のように改正し、平成29年2月24日から適用する。

平成29年3月24日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知
別表イの表釧路の項中「鹿追町瓜幕東1丁目」を「鹿追町瓜幕西2丁目」に改める。